

令和5年11月2日

消費者支援かながわとADW株式会社との間の 裁判上の和解について

消費者契約法第39条第1項の規定に基づき下記の事項を公表する。

記

1. 裁判上の和解の概要

(1) 事案の概要

本件は、適格消費者団体である特定非営利活動法人消費者支援かながわ（以下「原告」という。）が、経営コンサルティング事業等を目的とするADW株式会社（以下「被告」という。）に対し、被告の運営するウェブサイトの下記の各表示は、表示の根拠となる調査が行われた形跡がなく、調査結果の引用も観念できないこと等から、下記①は、不当景品類及び不当表示防止法第30条第1項第2号^(※)に規定する有利誤認表示に該当し、下記②は、同項第1号に規定する優良誤認表示に該当するとして、同項の規定に基づき、当該表示を行わないことを求めた事案である（令和5年1月27日付けで横浜地方裁判所に対して訴訟を提起）。

① 業界最安値

② お得な価格×丁寧な対応 顧客満足度 97.5%

(※) 不当景品類及び不当表示防止法

第三十条 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第二条第四項に規定する適格消費者団体（以下この条及び第四十一条において単に「適格消費者団体」という。）は、事業者が、不特定かつ多数の一般消費者に対して次の各号に掲げる行為を現に行い又は行うおそれがあるときは、当該事業者に対し、当該行為の停止若しくは予防又は当該行為が当該各号に規定する表示をしたものである旨の周知その他の当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとることを請求することができる。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると誤認される表示をすること。
- 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者

と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると誤認される表示をすること。

2・3 [略]

注) 上記の差止請求が行われた日現在の規定

(2) 結果

令和5年5月15日、原告と被告との間で、別紙のと通りの表示を行わないものとする等の裁判上の和解が成立した。

2. 適格消費者団体の名称

特定非営利活動法人消費者支援かながわ（法人番号：7020005012049）

3. 事業者等の氏名又は名称

ADW株式会社（法人番号：8011001121875）

4. 当該判決に関する改善措置情報^(※)の概要

なし

(※) 改善措置情報とは、差止請求に係る相手方から、差止請求に係る相手方の行為の停止若しくは予防又は当該行為の停止若しくは予防に必要な措置をとった旨の連絡を受けた場合におけるその内容及び実施時期に係る情報のことをいう（消費者契約法施行規則第14条、第28条参照）。

以上

【本件に関する問合せ先】

消費者庁消費者制度課 電話：03-3507-9165

URL：https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/index.html

和解条項

- 1 被告は、原告に対し、下記記載の表示を行わない。

記

(1) 表示媒体 「KADODE」のウェブサイト

(2) 表示内容

ア 業界最安値

イ お得な価格×丁寧な対応 顧客満足度 97.5%

- 2 被告は、原告に対し、今後、いかなるウェブサイトにおいても、消費者に誤認を与えるおそれのある表示を行わないことを約束する。

- 3 被告は、原告に対し、原告から、被告の行う広告表示や契約について、問い合わせ、協議の申し入れがあった場合には、真摯に対応することを約束する。

- 4 被告は、原告に対し、今後、消費者から苦情や相談があった場合には、その解決に向けて真摯に協議に応じ、解決に努力することを約束する。

- 5 原告と被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。

- 6 訴訟費用は、各自の負担とする。